

平成 21 年(ワ)第 249 号損害賠償等請求事件

原告 能瀬 英太郎

被告 森永ひ素ミルク中毒の被害者を守る会

準 備 書 面

(第 5 回)

平成 22 年 1 月 25 日

岡山地方裁判所第 2 民事部 2 A 1 係 御中

原告 能瀬 英太郎

第一 原告提出の証拠説明書記載の「書証」と原告準備書面との対応について

1 準備書面(第 1 回)についての対応関係

1 頁 11 行目恒久対策案(甲第 4 号証)に規定されている内容が、「三十歳代を迎えての被害者救済事業の基本的確認事項」(甲第 3 号証)によって大きく変化していくのである。象徴的に示されているのが「Ⅱ各論 3 生活保障・援助」である。そのなかで「重症者に対する生活保障事業としての手当の内容は、公的給付と合わせて、国民的合意の得られるものとする。本人の所得保障の水準額は、三十歳の勤労者の賃金の六十%とする」と決めたのは恒久対策案「C 恒久的救済の具体的対策Ⅱ、具体的対策(6)生活権の回復(イ)年金」から大きな後退である。それとともに無視できないのは、「三十歳の勤労者の賃金」の出典の明示が一切されないことである。

8 頁 9 行目以下に記述する被告機関紙「ひかり」の発送作業を、被告の依頼により原告は 1 人で行うことになり、それは被告第 60 回拡大常任理事会(1976 年 4 月 13 日)で報告された(甲第 9 号証)。その後実際に発送作業で生じた問題についての要望を、被告第 49 回全国理事会(1976 年 6 月 13 日)で「機関紙「ひかり」一括一斉発送用名簿の整備等について」で依頼した(甲第 10 号証 1.2)。

原告がひかり協会を批判する動機について、被告は甲第 1 号証の機関紙「ひかり」の最下段で「森永告発」を「支援者でなく妨害者」と決定したことによる」とする。

その結果、「守る会に対し、恨みを募らせ、あわよくば守る会を混乱させ変質させ、ひかり協会事業を破壊しようとしている。」と書いている。

そのことについて原告準備書面(第1回)の8頁16行以下で「75年11月19日に『森永告発』に対する守る会の態度」が被告拡大常任理事会で確認されたが、原告と被告との関係には変化はなかった。」と原告は記述している。そのことは「守る会20年史」の編集委員に委嘱(甲第6号証)されたことについても変化はなく、その後において「守る会20年史」の編集企画書(甲第7号証)を提出した際にも被告全国理事会では1人の反対もなく承認されている。さらに、執筆依頼の人選企画書(甲第8号証)についても異議なく被告理事会で承認された。原告は「守る会20年史」の計画をそのまま進行させることに何の障害もないと認識した。

8頁下から7行目以下に記述した被告機関紙「ひかり」発送について、原告1人の作業を遅滞なく進行させるための宛名印刷機導入については、被告事務局長と協議の結果合意した。その購入費用として被告から金10万円の借入金の援助を受け、それを機械代金17万円の内入金として支払った(甲第13号証の2)。残りは原告の家計費用から支出した(甲第13号証の3)。

8頁下から3行目の記述のように被告機関紙「ひかり」の発送手数料として、一部につき10円が原告に支払われることが決定(甲第9号証2頁)された。毎月の「ひかり」発送に際しては、各県別に発送数を規定の用紙に記入して、郵便局で発送時郵送料を原告が立替え払いした後、合計金額を被告会計黒川氏から受取った(甲第14号証)。被告からの借入金の支払いは発送手数料をもって当てた(甲第11号証)。

9頁1行目に記述したように被告は当時「太陽の村」を建設中で、重症被害者の自立施設にとの趣旨に賛同した原告は、毎月の宛名印刷機代金の割賦支払後の余剰金を、その建設資金として寄付した(甲第12号証1~6)。そのほか宛名印刷機の支払いが終わってからは、被害者本人の会「森永ヒ素ミルク中毒「被害者」の会」(後には「太陽の会」と改名)にもカンパをした(甲第12号証7,8)。『森永砒素ミルク闘争20年史』(「守る会20年史」改名)が売れ残ったので、岡崎氏はその対策を考えた。

原告が『森永砒素ミルク闘争 20 年史』を特別価格で購入して被害者の会へ寄贈すれば、寄贈を受けた太陽の会が定価販売によって利益を得る。この案を実行すれば一石二鳥の効果があるとの提案(甲第 15 号証)があったので、原告は受け入れた。

原告は 10 頁 16 行で述べているように、ひかり協会の救済事業が発足して被害者も一定の救済をうけるようになり、被告機関紙も被告会員の手で発送した方がいいのではないかとの判断をした。そのことを岡崎氏に提案し、被告側にその体制ができ次第引き継ぎをすとの返事をえていた。体制がととのったので引き継ぎをすとの連絡(甲第 16 号証)をうけて、被告事務所で会員に発送作業の指導をして無事に引き継ぎを完了した。

11 頁 3 行目以下に記述したように岡崎氏の訃報を知って、彼がいままで被告の運動を牽引し、救済団体ひかり協会の設立にまで導いたことを社会に知らせることの必要を感じた。岡崎氏がいなかったら、ひかり協会は今日存在していないであろうことは否定できないと原告は信じていた。そこで朝日新聞岡山版「つれづれ」欄へ投稿した(甲第 17 号証)。

その後岡崎氏宅を弔問した際に資料が保存されている土蔵を見学して、彼が森永ヒ素ミルク中毒事件の解決にかけた熱情を広く社会へ訴える義務を感じた。それをルポルタージュにまとめ、『紙のいしぶみ』と題して「週刊金曜日」へ投稿した。

「週刊金曜日」が募集していた「ルポルタージュ大賞」に応募して入賞すれば、より広く社会へ訴える力になるとの判断からであったが、「報告文学賞」に運よく選ばれ 2001 年 10 月 19 日号に掲載された(甲第 18 号証)。12 頁下から 9 行目に記述したように、当時岡山支局に勤務していた中国新聞の青木記者が広島本社へ転勤になったことを知り、当該作品掲載の「週刊金曜日」を郵送した。数日後に中国新聞社から取材をうけ、原告のルポについての記事が 2001 年 11 月 15 日の紙面(甲第 19 号証)に掲載された。

中国新聞社は広島県内に販売エリアを持っていて、広島市に住む被害者の親である山田一之氏はこの記事に目をとめ、原告に電話で連絡をしてきた。恒久対策案(甲

第 4 号証)が実行されていないということを、原告は山田氏から初めてきいた。15 頁 15 行目の記述は、山田氏からの一方的な話なので、それを証明する資料の提供を受けるとともに、「財団法人ひかり協会東中国地区センター事務所 センター長」平松邦夫氏にも 02 年 2 月 14 日に事務所で取材をして『後退する被害者救済』(甲第 20 号証)を書いた。これは「週刊金曜日」02 年 8 月 2 日号に掲載された。

15 頁下から 8 行目、当該「週刊金曜日」を平松邦夫氏に送り、反論があれば「週刊金曜日」あてに原稿を送れば掲載可能との手紙を同封した。『手当支給だけが「ひかり協会」の仕事ではない』(甲第 21 号証)という当時の被告理事長前野直道氏の反論が同年 11 月 8 日号に掲載された。15 頁下から 5 行目『加害企業「森永」の防波堤になりさがった「ひかり協会』』(甲第 22 号証)を、原告は前野氏への反論として「週刊金曜日」(12 月 13 日掲載)に投稿し掲載された。それに対して被告からは再反論がなかったので、原告の主張を被告側は認めたものと判断している。

23 頁下から 10 行目被告理事長から原告宛ての手紙(甲第 23 号証)について、被告答弁書 12 頁の主張は事実と相違している。その後原告が送った fax 文書で(甲第 24 号証)別の提案をしたのである。それから一週間以上経過しても返答がないので催促(甲第 25 号証)を fax で送信した。しかし 23 頁下から 4 行目の記述のように前便と同様な主張を繰り返す返信(甲第 26 号証)だったので、それを批判する手紙(甲第 27 号証)を fax で送信した。被告が答弁書 12 頁で「被告側が協議の場を持つようとしたが、原告は応じようとしなかった」ことはない。

2 準備書面(第 2 回)についての対応関係

被告準備書面(1) 12 頁 11 行目からの記述は「討議の時間的な制約から、実現の可否等を深く検討することができないまま、多くの希望を列挙している。」と恒久対策案の作成について誤解をしている。原告準備書面 4 頁下から 10 行目以下に記述したごとく、被告は恒久対策案が成立する一年前から討議を開始している(甲第 5 号証)ので希望の列挙ではない。現在の被告の親たちが作成したにもかかわらず、被告は親の苦心をあざ笑うかのごとく、恒久対策案の内容を不当に貶めている。

3 準備書面（第3回）についての対応関係

被告準備書面(2)の8頁下から7行目以下で「③そして、被告の組織を守り、救済事業を実現するために、その実現を阻もうとする勢力には厳しい批判を加えてきた。」と書いている。それは批判の自由もない組織であることを自らみとめているのであり、原告は準備書面の4頁2行目以下で述べたが、書証により証明する。被告の主張によると、被告の組織を守るためには憲法で保障された言論の自由も許されないという閉鎖的な体質が岡崎氏の除名へとつながっている（甲第28号証）。それは現在も継続中で被告組織への批判は許されず、4頁下から9行目に記すごとく榎原氏もその犠牲になった（甲第29号証56頁）。

被告の価値判断とは異なる個人や団体への言及は、部外者にも許されないのである。4頁下から5行目の中島貴子氏（独立科学技術振興機構社会技術研究開発センター非常勤研究員）の学術論文（甲第30号証）も、それが理由で被告から「横やり」が入った。論文中にある原告の冊子（甲第29号証）を紹介したことがけしからんというのである。さらに榎原氏らの人権擁護委員会への申立の事実を記したことから許されないというのが被告の主張（甲第31号証）である。

中島氏個人への抗議文だけではなく、上司である市川惇信氏（独立行政法人科学技術振興機構社会技術研究開発センター長）に対しても要請文（甲第32号証）を送りつけた。市川氏は「公開の場での議論」をしたらどうか、という回答（甲第33号証）をおくったが、被告はそれには答えず都合が悪くなると沈黙したままである。これらは個人であれ、団体であれ、被告や救済組織のイメージを悪化させる言論であると被告が判断すると寸毫も容赦せず、ファシズム的体質を顕著に現わす。

商業新聞に対しても同じ手法を押し通すのであり、5頁下から12行目に記したごとく、原告のコメントを紙面に載せたことに難癖をつけ、記者を被告大阪事務所に呼び出し、別の記事(甲第47号証)の掲載をせまった。当の記者が原告に語ったところによれば「まるで糾弾でした」と2時間余にわたって責め続けられたという。

被告準備書面（2）11頁6行目からの「質問主意書」に関する記述は不正確なも

のであり、原告が柚木議員に持ちかけたものではない。正確には経過（甲第 34 号証）にあるように、原告が羽場頼三郎岡山市議に救済後退の話をした。その後羽場氏が誰に依頼したのか、柚木議員から電話があるまで原告は知らなかったのである。そのことについては羽場氏宛ての手紙（甲第 35 号証）のとおりであり、被告の準備書面（2）11 頁（4）質問主意書についての記述は事実の歪曲である。

柚木議員秘書戸次氏が原告に掛けた電話で、国会質問でひかり協会を評価する発言をしているので、それに反する質問主意書は出せないと最初の電話での内容を翻したので、原告はその国会議事録の送付を求めた。それに応えて送られてきたのが（甲第 36 号証 1.2）である。その議事録を読んで、原告は国会質問を行っている議員の事実誤認を正したいとの手紙（甲第 37 号証）を前記秘書氏に送ったのである。しかし今度は別の理由を持ち出して、国会への質問主意書提出ができないと、柚木議員秘書から返事（甲第 38 号証）が送られてきた。これらのことから分かるように、原告は柚木議員に一度も質問主意書の提出をたのんだことはない。事実は岡山市議会議員選挙を前にしてその選挙対策の一環として、柚木議員が「質問主意書」の提出を原告にもちかけたのである。

原告準備書面（第 3 回）11 頁下から 4 行目に記したように、原告は森永ヒ素ミルク中毒事件の資料を殆ど 1987 年に岡山県立図書館郷土資料室へ寄贈した（甲第 39 号証）。被告が甲第 1 号証の機関紙「ひかり」で述べているように「守る会に恨みを募らせ」て「親族活動家がほとんどいなくなる時期を待つて活動を再開」するような意図があれば、資料は必要証拠であり、処分するはずがない。

被告は準備書面（3）14 頁 17 行目以下で記述している「榎原は、守る会運動やひかり協会の行動にも参加せず、守る会の運動方針や救済事業にたいする関心もなく、発言もなかった人である」は事実と反する。

原告準備書面 20 頁 9 行目以下に述べるように、榎原氏は発見できた資料（甲第 48 号証～甲第 59 号証）によると、被告岡山県本部委員会等に出席して発言をし、支部役員に選ばれている。さらに被告岡山県本部機関紙「ひかり」116 号（甲第 40 号証）

などによると、救済事業の後退が議論されている時期に、榎原氏は被告岡山県本部委員に選ばれている。会議にも度々出席しているにもかかわらず、「関心もなく、発言もなかった人」とすることで原告が「煽動」したように辻褄をあわせている。

原告準備書面(第3回)16頁下から9行目に被告のホームページ(甲第41号証)について述べれば、共産党京都府議会議員かみね史朗氏の政治活動報告の片隅につくられたものにすぎない。

被告は準備書面(3)15頁15行目以下で「榎原は、救済事業が空洞化しているという言葉を何度もつかっているように、原告の考えにしたがっていることが、あちこちにあらわれ出ている」という。しかし恒久対策案とひかり協会から重症被害者に送られてくる通知書(甲第42号証)を比較すれば空洞化は歴然で、原告と面識をもつ以前から榎原氏は知っていたのである。榎原氏以外にも山田氏も横田氏もそのほか声に出して言わない人たちもいるのである。

被告準備書面(3)11頁12行目以下で「山田一之申立人の人権擁護委員会への申立は事実に反し、正しくなかったから、不採用となった」と虚偽の事実を書いている。原告準備書面(第3回)18頁下から4行目に記したように最初の決定(甲第43号証)以後も調査は続行したのである。

被告準備書面(3)17頁5行目以下で横田氏のことについて書いているが、被害者の和美さんは原告と知り合う前からひかり協会職員に人権侵害発言をされていた。そのたびごとにメモしていたので、「人権侵害されているという論法を教えこんで」という記述はあたらない。原告準備書面(第3回)20頁5行目の記述のとおり、このメモの「誤字脱字」を正したにすぎない。本人が実際に人権侵害を受けたので、我慢できずに書き残していた(甲第44号証)のである。原告の勧誘によるとの筋書きをつくるために、現実にあった人権侵害を隠蔽しようという被告の意図は明白である。

山田一之氏にも榎原氏、横田氏と同様の構図を描いている。即ち被告準備書面(3)17頁12行以下に展開するのがそれである。ひかり協会作成になる「山田氏の主な経過」(甲第45号証)の一覧表は、山田氏が過去に救済を巡って被告、ひかり協会

と交渉をした事実、または救済の実情を訴えてマスコミに資料を提供したことなどが書かれている。原告準備書面(第1回)16頁に記したように、また原告準備書面(第3回)22頁6行目以下で記したように被告の主張は正確ではない。

原告は準備書面(第1回)10頁8行目以下に記したように、また準備書面(第3回)25頁3行目以下で記述したように1977年には「森永告発」の運動から引退をしている。実際に会員ではなくなったのに「森永告発の会」と『森永砒素ミルク闘争 20年史』に書くのは憚られた。そのようなことから著者の肩書については「商業」と書いた(甲第46号証)のである。

第二、被告準備書面(4)についての原告の意見

被告のこれまでの応訴態度は、極めて不誠実なものであると原告は認識している。原告が代理人を立てず裁判において全くの素人であることにつけこみ、争点とは関係のない準備書面の提出を相次いで提出していることは、いたずらに訴訟を長引かせる魂胆が見え隠れする。その上、原告の度重なる求釈明にもかかわらず、それには誠実にこたえようとはしない。さらに弁明書その他の準備書面について原告が反論していることにたいしても、議論を深め真実を追求する上からも誠実に再反論するのが当然でありながら、全くの沈黙である。

昨年度から刑事裁判においては「裁判員制度」が新しく発足した。これは国民が裁判に参加するという、国民に開かれた裁判を志向する画期的な制度である。ひとり刑事裁判に限らず、「国民に開かれた」裁判をめざすなら、民事裁判においても国民に分かりやすい裁判の進行に心がけることは、言をまたないことである。被告代理人の態度はそれに逆行する応訴態度というべきである。被告代理人はかつて国会議員として国の政治を牽引する立場にあった人である。そのような国のリーダーを自他ともに認める選良が、単なる訴訟技術上の駆け引きのみに重点をおいた行動に走ることは、疑念をかんぜざるをえない。

そこで被告準備書面(4)についても、被告は争点とはなんら関係のない書面を提出しているのは単なる「遅延行為」と断ぜざるをえないが、看過することのできない

主張が述べられているので、反論をする。

当書面は被告から原告への質問という形をとっているので、原告の反論に対して、被告は再反論するつもりがあるものと推察する。もしそれがなされなければ、原告の主張を被告は認めたもの認識するものである。

被告は「原告が独自に持つ空想的な被害者救済の理念に固執して」救済事業を批判しているというが、原告はそのような「理念」などもっていない。原告は「恒久対策案に照らして、現在の救済は不十分である」(原告準備書面第1回1頁)といい、さらに「ひかり協会は恒久対策案に規定されている具体的対策を実行する機関でありながら、十分に役割を果たしていない」(第3回1頁)と言い、それらを具体的に批判しているのである。今回の被告の主張は、そのような原告の主張を「空想的理念」だと批判するのは「恒久対策案を実行することは」空想だと云うに等しい。

「恒久対策案を実行する」という言辞は被告とひかり協会の発行する主な文書をひもとけば、各所に存在する。『ひかり協会10年の歩み』においては「発刊のことば」で理事長西尾雅七氏、「三者会談」顧問山口敏夫氏、(甲第60号証1)、また『ひかり協会30年の歩み』では、「発刊のことば」として現理事長福渡靖氏(甲第60号証2)と前理事長大槻高氏が述べている。また『ひかり協会30年の歩み』65頁(甲第60号証3)では「2.ひかり協会の組織運営とブロック制の実施」(1)ひかり協会の組織運営でも「恒久対策案に盛られた各種の事業を実施することになった」とある。

『ひかり協会10年の歩み』80頁(甲第60号証4)では年金額の算定にあたって「国家公務員給与相当額になることを考慮した。」と書き、恒久対策案に盛られた内容に近づけようとの意図があり、空想ではなく現実化である。

さらに被告発行の『守る会運動の歴史から「三者会談方式」を学ぶ』にも『ひかり協会10年の歩み』、『ひかり協会30年の歩み』などでは、巻末にはきまったように「恒久対策案」の全文を掲載しているのである。

原告の「恒久対策案の実行が不十分である」という批判に対して、被告は原告の主張すなわち「恒久対策案の実行」は「空想論」と主張する。「空想」とは国

語辞典によれば「実行できないこと」とあるので、被告は恒久救済案が「実行できない」と遠回しに言っているのである。それであるなら、ひかり協会ならびに被告は各種文書に「恒久対策案」全文を掲載していることは、「羊頭を掲げて狗肉を売る」行為である。

(以下被告準備書面(4)につけてある番号にそって批判する)

1 では「被害者全体の恒久救済である」と述べているが、果たしてそうであるだろうか。ひかり協会が発足して暫くはそのような意気込みであったことはみとめるが、その後において救済は変質してきている。

1976年(昭和51年)2月29日発行の「ひかり協会会報」第1号(甲第61号証1)によれば、協会理事細川一真氏は「最高水準の医療保障」と題して救済対象を「交通事故や公害、労災など特別の場合を除き、全ての傷病とします。ヒ素ミルクとの因果関係は問いません。一般的にいつてヒ素が被害者に後遺症を残していることは確実ですが、個人個人については、ヒ素後遺症と他の原因による疾病とを区別することは不可能です。」と述べている。

さらに『ひかり協会30年の歩み』35頁(甲第63号証1)でも(2)三者会談確認書、で「因果関係を問わずすべての疾病を救済の対象とする」と記述している。その8行下では「ひかり協会の行う救済事業は「因果関係を問わず救済の対象とする」合意にもとづき実施していることに示されるように、親の願いに沿って救済を行う守る会運動の原点に沿ったものであり、三者会談の精神にもとづくものである。」とさらに補強しているのである。

ところが、1994年(平成6年)11月27日に発表された「40歳以降の被害者救済事業のあり方」(甲第61号証2)によれば「また、これら以外でも途中で障害をもった場合は、成人期以前から障害をもっている現在の生活手当受給者とは、労働や社会保険などによる所得保障の条件が異なることなどを考慮し、同じ扱いはしないで(公的保険、社会保障)の活用を基本とする。調整手当の場合も同じ考え方で扱う。」というのである。

さらに被告機関紙「ひかり」451号2006年（平成18年）11月20号（甲第62号証）の2頁目下から3段では「(5)今後、老化・病気・事故等によって新たに障害・症状を有した被害者に対しては新たに健康管理費の支給対象にはしない方向で検討すべきである。」とあり、同じヒ素ミルク被害者でありながら救済対象とはしないというのである。これは「ヒ素後遺症と他の疾病との区別は不可能」ということを否定することにより、「不可能」を「可能」にし、救済に線引きをするものである。これで「被害者全体」が後退し、「三者会談の精神」は行方不明になっている。

(1) 損害賠償か否か原告が決めることではない。ただ森永乳業は事故発生による加害責任を「三者会談」第5回確認書でも認めて、その責任を果たす為に費用を負担しているのであるから、損害賠償をしているのである。被告が準備書面でそれを否定しても、それは単に解釈を変えただけであって、森永は加害責任があるから損害賠償をしているのである。加害責任がなければ、被害者に対して費用を支出する理由はなく、まして福祉事業を行う義務もないはずである。

被告とひかり協会は組織原理もちがいが、別組織にもかかわらず、さもわがこのように弁護する不可解さを原告は準備書面（第3回）1頁の下から10行目以下で指摘している。被告は「被害者を守る」ために被害者からだされた要求にもとづいて、ひかり協会に実施を求めていく立場にあるはずである。他の組織の方針を勝手に解釈することは自由であるかもしれないが、それを外へむかってさも本物らしく吹聴することは厳に謹むべきことではないだろうか。

『ひかり協会30年の歩み』35頁、294頁(甲第63号証2)において次のような記述がある。それは「4.三者会談方式の定式化」によると「30歳代のあり方」では、「協会事業は、過去の金銭賠償を対象としたものではなく、被害者の原状回復を基本とした救済制度であり、『恒久対策案』でいう新しいパターンの損害賠償制度である」とし、これを「三者会談方式」として定式化したと書いているのである。

さらに36頁(甲第63号証3)では「「30歳代のあり方」検討は、すでに守る会として決着済みの”救済か賠償か”の議論を被害者・親族などの関係者で、検討期間を

1 年延し繰り返し行った。その結果、救済事業は過去の損害賠償を対象としたものではなく、被害者の原状回復を基本とした救済制度であり、「恒久対策案」でいう新しいパターンの損害賠償制度であると整理し、「救済か賠償か」の議論に決着を図ることができた。」と述べている。

以上の引用でわかることはひかり協会が「損害賠償制度」であることをみとめ、それが「三者会談方式」であるとし、「議論に決着」がついたと言明していることである。これを期に以後においては「賠償か救済か」の議論はされていない。このことをあてはめれば、被告が準備書面(4)の(2)、(3)、で主張していることは的外れというほかない。

(4)における被告の主張は「実現できてないという考え方を、ひかり協会も被告もとっていない」と述べるが、それは恣意的な「自己評価」であり、原告は「事実」として「実施状況」を示しているのである。被告が「とっていない」ことは勝手としても、ひかり協会も「とっていない」とは、すでに原告が指摘したように「誤解」によるものかもしれないのだ。生活手当は恒久対策案(甲第 4 号証)に基準がしめされている唯一のものである。その基準にそって支給がされていたことは、『ひかり協会 10 年の歩み』80 頁(甲第 60 号証 4)に記されていることをみても分かる。それが変更されたのは「30 歳代のあり方」(甲第 3 号証)からである。

ここで述べられているのは、Ⅱ各論、3 生活保障・援助のなかにある「生活保障事業としての手当の内容は、公的給付と合わせて、国民的合意の得られるものとする。本人の所得保障の水準額は、三十歳の勤労者の賃金の六十%とする」ということである。これらの決定がなされたのは、密室のなかでの討議であり、討議内容も決定事項も報道機関に公表されたことはなかった。被告が 1972 年(昭和 47 年)に恒久対策案を作成発表した時には討議過程がすべて公表されて、逐一新聞などで報道されていた(甲第 64 号証 26～33 頁)。さらに成案が発表された同年 8 月 21 日の新聞報道(甲第 65 号証 1.2)においても内容の紹介もされていて、それにたいする批判はなかった。被害を償うために加害企業に課せられた当然の義務として「画期

的な内容」との評価を受けた。即ち「国民的合意」がえられる努力をしていたのだ。

それを変更するために「国民的合意の得られるもの」として設定された基準は、密室のなかで作られたもので、討議内容も成立過程も闇のなかである。「三十歳の勤労者の賃金の六十%」の出典はいまだに明らかにしない。このことは「国民的合意」を得るつもりもなく、その努力さえしていないことを表している。

「被害者の中には、苦勞しながら懸命に働いても、わづかしか収入の得られない人もいる。そのように働いている被害者の目から見ても、働かなくとも多額をもらっているという不公平感をもたれないようにし、また一般社会の目からみて、穏当な金額を設定するようにしている。」と記述している。

恒久対策案のⅡ 具体的対策、(6) 生活権の回復 (ロ) 収入差額の保障には「被害者が精神的、身体的事由のために就職できず、また就職しても能力不足のため標準的な収入を得られない場合は、国家公務員一般行政職の給与を参考としてその差額を保障する」とあり、これを実行すれば「わづかしか収入の得られない人」を救済することができる筈である。

また「働かなくとも多額をもらっている」とは具体的にはどういうことであろうか。「国民的合意」を得るためには、働けなくて生活手当を受給している人の「多額」と表現する金額の提示が是非必要になる。金額を提示しないで「多額」といっても説得力がないのではなかろうか。そこで被告が「多額」という生活手当と調整手当の月額をひかり協会報「ふれあい」2009年(平成21年)5月1日(甲第66号証)から引用すると下記のような金額が支給されている。障害基礎年金受給者1級の場合、生活手当57,492円、2級73,992円、それ以外で障害基礎年金を受給していない者の調整手当、1級70,000円、2級63,000円、3級28,100円となっている。これらの金額が「働かなくとも多額」といえるだろうか。この金額が「一般社会の目からみて穏当な金額」だと本当に思うのであれば、新聞発表してみればいい。

これと同じような議論がすでに「ひかり」451号(甲第62号証)では行われている。1頁最下段の終わりに「協会が障害ある被害者に給付する手当の額は、そう

いう自活している被害者の労働意欲をそぐような多額なものになってはならない。だから被害者1人の生活をまかなうことができる額を設定するべきであると結論付けた。」と書いている。ここに書かれていることは重要であり、被告が重症者に対して抱く基本的姿勢が表明されている。

低額であることの説明に「労働意欲をそぐ」との理由付けは、明治時代の阿漕な経営者でも使わないであろう。この基準を設定した被告当事者は同じ被害者でありながら、特権的地位から見下ろして重症者の人権を無視している。「労働意欲をそぐ」かどうかは、正当な金額を給付してみなければわからないことである。もともと生活手当の受給者を、健常者と比較することじたいが間違いである。同じように働けないから手当の支給を受けているのである。意識的に労働を「さぼる」と同義語の「労働意欲をそぐ」と表現することは、世間の障害者差別を半ば認めるような口吻である。このような発想の根本には、重症者への「差別意識」が働いている証拠であり、障害者差別を再生産しているに過ぎない。

その上、「1人の生活をまかなう」とは結婚をしないことを前提にした決定である。「これだけの額をもって1人で生活しなさい」という傲慢な指図である。これは「障害者基本法（基本理念）第三条 すべての障害者は、個人の尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有するものである。」に反する。

(5)において「よそ者が、被害者救済に関して、まったく何もしらないで、勝手なことをして、被告に迷惑をかけている」とあるが、ひかり協会の救済について批判することが、どうして被告に迷惑をかけることになるのであろうか。原告はひかり協会の救済が「恒久対策案に盛り込まれていることを実行していない」といっているので、被告はともかくとして「被害者全体」にとっては益することである。救済状況が恒久対策案にくらべて「一割実施」だと原告は批判しているが、これが「五割実施」にでもなれば、それだけ被害者に手厚い救済が行われることになる。

「よそ者」ということを被告はどのような語義でつかっているのかわからないが、ひかり451号（甲第62号証2頁）の1段目で「このように「国民的合意」とは、

被害者以外の広く国民一般だけでなく、支援してくれている専門家、三者関係者、そして親族と被害者にも支持され共感されるということである。」と述べている。このことでわかるようにここで書かれている「親族と被害者」以外は「よそ者」であるはずだ。それとも「支持、共感」をしない者は「国民的合意」の「国民」の中にはいらず、「非国民」ということなのだろうか。そういう意味ならば、すべての議論を非公開にして、決定されたことすら報道機関にも知らせず、批判する学者や新聞記者さらに一般市民にまで恫喝を加える、被告の組織運営の手法が理解できる。即ち、戦前の政府とおなじように、権力に批判的な者には「非国民」の烙印をおして排除した歴史を、被告も踏襲しようとしていると理解するまでである。

2. については、それでは個別に実現できない項目をあげて、実現できない旨の理由を公開の場で説明したことがあるか、と聞きたい。

(1) 「森永乳業が、全て実行すると約したことはない。」というが、それでは「実行しないと表明したことがあったか」と聞きたい。もし「表明したこと」があるなら、森永の正式なコメントとして報道機関に公表すべきで、密室での被告と森永の「二者懇談会」での雑談での話で済まず問題ではない。

(2) 被告は民事訴訟で「和解」をしたのではない。被告が 1974 年(昭和 49 年)民事訴訟を終結したのは「取下げ」であるから、両者は別物である。第五回の三者会談での合意は裁判とは関係なく、一種の政治決着であり、森永と被告との間に厚生省(国)が入って約束をしたものであり、「恒久対策案」の実現のために積極的に援助し、とある。三者会談はそれまで四回開かれている。それらの流れのなかでこの文言を理解することこそ重要である。『守る会運動の歴史から「三者会談方式」を学ぶ』197 頁、第一回三者会談確認事項(甲第 67 号証)では「1、厚生省は単なる仲介、あっせんの立場からではなく、被害者の立場に立って話し合いを進める。」とある。それらを総合的に勘案することを抜きにしては誤解をまねくもとである。

(3) において「尊重」、「協力」、「努力」とあるので「実行」を約束したのではないと被告は強弁するが、「尊重、協力、努力」が「実行しない」というまったく

逆の意味ではないことは、辞書を開くまでもないことである。

(4)「実現しなさいと要求することは、法的に無理である。」ここでいわれている「要求すること」が無理とはどういうことであろうか。被告はもっと第五回三者会談確認書をよく読んで理解してもらいたい。森永は第1で「一切の義務を負担することを確約する」といい、第2では「恒久対策案を尊重し、(中略)決定に従うことを確約する」といつている。第3では「必要とする費用の一切を負担することを確約する」といつている。森永はいずれも「確約」しているのである。被告が下線を引いている字句は、それぞれ別の立場にたって発言された文言を「混ぜ込んで」あたかも「森永」の発言のごとく装っている。(3)で引用している第1は森永の立場であり、第2は森永と厚生省の立場であり、第3は森永、厚生省、守る会の三者の立場を表明しているのである。

3. 被告のこれまでのすべての準備書面に共通するのは、「恒久対策案を実行しなくてもいい」という理由を、ひかり協会に代わって展開していることである。被告は被害者団体でありながら、その行動は各種の文献から被害者が不利になる文言のみを探しだしているように見える。本来はひかり協会がやるべき「不実行」の説明責任を被告が引き受けてやっているのは、不自然である。

被告とひかり協会の関係をどのように規定するかで、これまでには何回となく被告組織内で議論が繰り返された。両者を一体とする「一元論」と、役割は別々だとする立場からの「二元論」である。被告準備書面(4)でこれまで主張されてきたのは一元論によるものである。一元論に立つ限りひかり協会の「公益法人」としての立場を放棄して「私益法人化」する論理である。

「救済対策委員会(ひかり協会)が救済事業として取り上げてくれなければ、救済対策はできないのである。」というが、救済事業として取り上げてもらうように働きかけるのが、被告の役目であるはずだ。唯唯諾諾とひかり協会の救済事業を受け入れていくことは、結局は被害者の利益に反することである。そのためには議論を戦わせ、公開の場での被告とひかり協会の論争もしなくてはならない。

(4)においては、「三者会談」が年に1回ひらかれ、「三者会談推進委員会」が年に4回、被告と加害企業森永との二者協議が年2回ひらかれていること等をもって公正な運営がなされていると云う。だがこれらは全部非公開であり、中で話されている内容を当事者以外は知る余地はない。他の公害被害者の会がこのように頻繁に加害企業と接触することはありえないことだと思われる。頻繁に会合することにより、公正が損なわれているのではないか、かえって癒着しているのではないかという疑いのほうが強まるのである。

例えば、5年前に成立した障害者自立支援法についていえば、同法が施行されていらい障害者の間では「負担増」を危惧し、これは障害者の生存権を侵害するなどの理由により各地で違憲提訴が相次いだ。被告が障害者自立支援法に対して反対の意思表示をしたことは聞かない。これは一年に5回も会合で顔合わせる厚生労働省に遠慮してか、それとも人権感覚の鈍磨した被告組織のなせるわざか、その両方であると原告は受取っている。厚生労働省は最近になって同法が「十分な実態調査の実施や障害者の意見を十分踏まえ、拙速に施行」したことを反省して廃止する旨を表明している(甲第68号証)。このことでも被告の重症者への配慮のなさが露わになる。

さらに問題点を指摘すれば、森永と被告の二者協議である。特に関係が疑われやすく、事件発生当時から森永によって再三煮え湯を飲まされ、組織を切崩されたことは岡崎哲夫著『森永ミルク事件史』(甲第69号証)に述べられている。そのことを教訓にしたからこそ、事件が再浮上したおりに対森永交渉を公開にしたのである。本部交渉、現地交渉とも公開する原則を貫き、密室での森永との接触はしなかったのである。

2009年(平成21年)10月11日の産経新聞に森永ヒ素ミルク事件「食害の原点命のカルテ」という見出しの記事が掲載された。この記事中に「17日のシンポジウムは救済団体の「ひかり協会」(大阪市)と被害者団体の共催。関係者約70人が出席する予定という。」とあり、被害者の1人が参加したい旨の問合せをひかり協会へし

た。すると一般の被害者は参加できないという返事があった。あらかじめ許された者以外はシンポジウムでさえ参加を拒否する閉鎖的体質は、学問の場にも大手を振ってまかり通るようである。

被告と森永の本部交渉が1972年(昭和47年)4月10日に決裂したことがあった。それ以後において森永は交渉再開の機会を探っていたが、被告は応じようとはしなかった。8月になって森永は岡崎氏のもとへ接触を求めて、非公式に会いたいとの連絡をしてきた。岡崎氏が会見を承諾して指定されたホテルに行く際、原告と谷川氏に同行を依頼してきた。

これらが物語るのは、疑われるようなことは絶対にしないということである。ホテルでは森永の古田渉外部長が待っていた。部外者二人が同行したのを見て驚いた様子であった。その森永との会見の様子については、岡崎氏が新聞記者に発表し翌日の紙面で報道された(甲第64号証30頁)。原告はこれほど頻繁に当事者が会談することにより、「公正な運営」が損なわれていくことを危惧する。すべてが密室協議だけに、それが「ボス交渉」だけに「談合」になる危険をはらんでいる。

ひかり451号(甲第62号証2頁)に再三登場する「自主規制」について、「要求を少なくすること」と定義され、それが「国民的合意」を得る倫理的な被告の立場であると述べている。「倫理的立場」とは疑われるようなことはしないことであり、会議の公開であり「李下に冠を正さず」である。勘ぐれば森永との密談で「自主規制」を要求されたのかも知れない、と疑われるようなことはやめることである。

4.(1)原則と具体的な面とは不可分である。具体的な面を実行することで、原則をまもっていることを証明することになる。その逆をおしすすめれば、行きつく先はゼロになっても原則を守っていると強弁することさえできる。「実行しやすくするように」とは必要度に応じて順番を変えることである。

(2)は「急いで要求を羅列したもの」ではないことをすでに原告準備書面(第2回)の2頁6行目以下で述べているし、書証(甲第5号証、第64号証27頁～31頁)の新聞記事の紹介でも証明し、本書面でも述べた通りである。

「恒久対策案の位置づけについて」というのは被告の全国本部統一案というが、これは解釈のしかたによっては見解の分かれる文章である。この解釈の仕方について、発表者の黒川克己氏は「傍聴記(学習版の功罪)」(甲第 70 号証)で解説をしている。これは榎原氏の問いに対して回答したもので、本人の署名捺印がある。

(3)個人の意見を強制的に統一し一枚岩をとおし、「異論は排除」する被告と森永告発は組織原理が違うのである。森永告発は被告の要請によって発足した「自由に意見を述べることができ、自発的に自己の行動を決められる」ことを組織原理としている。だから一部の会員がひかり協会設立に反対することも、三者会談に反対することも自己の責任で決めるのである。もだからといって原告も反対していたという論理は通用しない。

(4)事件発生当時の投書は個人の感想であり、どのような感想を抱きそれを投書欄に掲載したからといって、世論がすべてそのようなものとするのは、あまりにも短絡的である。新聞の社説にはそれとは別の意見もある(甲第 71 号証)。だがそれらは事件発生当時の、まだ戦後 10 年しか経過していない時点でのことである。そのことを考慮せずに、現在に適用することは時代錯誤といわざるをえない。補償金の要求が多額であったから、「運動が歪められ、敗北」したわけではない。当時の運動を総括した唯一の記録『森永ミルク事件史』を読めば、それが原因ではなく森永と厚生省が一体となって被害者を無視したことによる。

その一つが被害者の反対を押切って厚生省が「五人委員会」を設立して補償を強行し、「ヒ素中毒による後遺症はない」との結論を出した。さらに「六人委員会」の診断基準で後遺症を切り捨てたことで、後遺症はより重症化した。これらのことについては『森永ミルク事件史』の「森永ミルク事件史の出版によせて」を書いた当時の衆議院社会労働常任委員、中原健次氏が序文(甲第 72 号証)で指摘している。

さらに厚生省はヒ素中毒の原因となったMF印のヒ素混入ミルクを、飼料用に転用することを斡旋している。総数 452,184 缶は日本飼料KKに森永から引き渡された。この「行政処分」については『森永砒素ミルク闘争 20 年史』(甲第 73 号証)73

頁「五人委員会と森永奉仕会」(ふかたかし)に詳しいが、ヒ素は回り回って結局国民の口に入ることになった。回収されたヒ素ミルクは飼料として販売され、その代金は財団法人「森永奉仕会」の設立資金の一部にあてられ、小児科医の研究費としてばらまかれた。これがヒ素ミルクによる後遺症隠しのための口封じの役目をするようになる。この法人を認可したのは厚生省であり、「ヒ素ミルク事件」の加害企業を擁護したことと、その後の薬害の発生、被害者対策は根っこでは繋がっている。すなわち、被害者無視である。

「十四年目の報告」以後においても森永と厚生省との関係は続き、森永と被告との間で始まった「本部交渉」でもそれを露呈した。1971年(昭和46年)2月21日に行われた第三回本部交渉で森永は「会社の立場」を説明した。それによると「厚生省の監督をうけている弊社といたしましては、一存で事を処理することはゆるされず、すべて岡山県を通じてことを運ばなくてはなりません」として、自主検診費用の支払い要求についても「岡山県以外は、厚生省からご指示を受けておりませんので、弊社が厚生省を差し置いて直接交渉をすることはいたしかねます」と述べた。

それでは現在はどうか、三者会談の確認事項にある「恒久対策案」の実現に厚労省が「積極的に援助」しているとはいえない。実際はひかり協会と被告が「恒久対策案」を後退させていることに異論をはさまない。後退することは、森永にとっては歓迎すべきことであり、これまでの行政姿勢からみると、それは厚生省にとっても歓迎すべきことである。

被告は、これまでの厚生省のとった行政措置、また森永の加害企業としての体質を検討することなく、救済に対する批判を「よそ者」として切り捨てることをつづけるかぎり、ますます重症被害者から遠い位置にたつことになる。

第三、原告より被告に釈明を求めた原告第1回及び第2回、第3回の各々の準備書面における求釈明に、すみやかに釈明されることを求める。

第四、求釈明

1、被告は準備書面(4)4頁、2.(1)で「各種の条項を、森永乳業が、すべて実行す

ると約したことはない」とのべているが、それが掲載されている文書を明らかにされたい。